

「魅力ある司法を実現する会」に対する支援決議

2021（令和3）年7月3日

第1 決議の趣旨

法友会は、日弁連及び全国の弁護士会員のため「魅力ある司法を実現する会」（代表世話人小林元治会員）を一致団結して支援する。

第2 決議の理由

「司法は市民にとって利用しやすく、弁護士が活躍できる場となっているか。コロナ禍のなか、司法の機能は十分に発揮できているか」という問題意識のもと、当会の小林元治会員が代表を務める「魅力ある司法を実現する会」が、その設立に向けて活動を続けています。

この「魅力ある司法を実現する会」は、

1. 社会の法的ニーズに応える魅力ある司法を目指します
2. 若手・女性をはじめ多様な会員にとって魅力ある日弁連を目指します
3. 安定した業務基盤に基づく魅力ある弁護士の明日を目指します
4. 全国の弁護士会にとって魅力ある日弁連を目指します

といった4つのベクトルを視座に据え、

1. 立憲主義・平和主義と基本的人権の擁護
2. 弁護士自治を基盤とする弁護士会の組織力と弁護士の一体感の向上
3. 若手、女性弁護士の活躍機会のさらなる拡充
4. 民事司法改革と全ての会員の業務基盤拡充
5. 刑事司法制度の改善

という5つの重要課題を掲げてより市民が利用しやすく、弁護士が活躍できる司法を実現するための活動を続けています。

このような活動は、当会の目指すべきものと多くが共通し、その実現に向けた着実な活動が求められています。そこで当会としても一致団結して「魅力ある司法を実現する会」と共に活動していくべきものであると考え、本議案を提案するものです。

以 上